

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年10月28日に実施した財務部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年4月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

(1) 通知があった日

平成18年4月12日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

幼稚園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免事務において、利用実態及び減免該当面積の把握が不十分な事例が見受けられたことにつきましては、現地調査及び対面調査を実施し、減免該当面積を減じ、利用実態に即した減免内容に変更いたしました。

また、減免申請書の提出を省略できるとする運用と減免申請書の提出義務を規定する相模原市市税条例（平成16年相模原市条例第7号）第24条第2項の規定との不整合につきましては、平成18年3月議会において同条例を改正（平成18年4月1日施行）し、申請内容に異動がないと市長が認めた場合に限り減免申請書を省略できる旨を規定したことにより、改善をいたしました。

（参考）

財務部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成17年10月28日

2 監査の結果

資産税課の固定資産税（土地及び家屋に限る。）の課税に関する事務を調査したところ、土地の課税事務において、改善を要する次の事項を確認した。

幼稚園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免事務において、利用実態及び減免該当面積の把握が不十分な事例が見受けられた。

減免は、相模原市市税条例（平成16年相模原市条例第7号。以下「条例」という。）等の関係規定と当該減免対象物件の実態把握に基づき、減免を相当とする程度の公益性が認められる場合に限り行うものである。減免事務の適正な執行に努められたい。

また、現行では、減免事由が継続し、かつ、市において実態把握ができる対象については、減免申請書の提出を省略できるとする運用をして

いるが、当該運用と減免申請書の提出義務について規定する条例第24条第2項の規定との間に不整合があるので、速やかに改善されたい。